

放射能汚染を受けた廃棄物の処分について（照会）に対する回答

平成 23 年 12 月 12 日
環 境 省

- 1 発泡スチロールやビニールシートのように、軽いのに表面積が広いものについても、処分の規制値は 8,000Bq/kg となるのでしょうか。

(答)

放射性物質汚染対処特措法施行規則において、指定廃棄物の指定基準は、セシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の合計値が 1 キログラムあたり 8,000 ベクレルを超えることとする予定です。発泡スチロールやビニールシートのように密度が小さいものや表面積が大きいものについても、同様です。

- 2 今回の本区の芝生養生シートのようなケースについては、どのように処分すればよろしいのでしょうか。

(答)

今回お尋ねの養生シートについては、他の廃棄物と十分混合することで焼却処理が可能と考えられます。その際、焼却灰が通常通り埋め立てられる 8,000Bq/kg 以下とすることが望ましいと考えられます。

例えば、他の廃棄物 1 トンに対して養生シートを 1 キログラム混合して焼却すれば、養生シート中の放射性物質は 1000 分の 1 に希釈されます。安全側に見積もって焼却した場合の飛灰への濃縮率が 33.3 倍（ストーカ式）であることを踏まえると、8,000Bq/kg 以下することが十分可能であると考えられます。

また、平均 4,000Bq/kg 程度の廃棄物を焼却しているごみ処理施設でも、排ガス中の放射能濃度は ND（検出下限以下）との報告を受けており、焼却の際の排ガスの安全性は確認できています。

なお、養生シートを保管する場合は、構内の人の立ち入りが少ない場所等で安全に保管を行っていただくことが望ましいと考えております。保管にあたっては、以下の URL 中、p 4～5 の「指定廃棄物の保管基準」に沿って行ってください。

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=18551&hou_id=14417

3 仮に処分することができないとした場合、こうした廃棄物は国の責任で処分すべきものかと考えますが、区にいつまで保管させるお考えなのでしょうか。

(答)

放射性物質汚染対処特措法は平成 24 年 1 月 1 日から本格施行され、同法 18 条第 1 項に基づく指定の申請を行っていただくことが可能となります。指定廃棄物として指定された場合は、国が処理を行うこととされております。今後、指定廃棄物の具体的な処理の方法を検討することとしておりますので、国等に引き渡されるまでの間、保管していただくようお願いいたします。